

東広島市地域農業再生協議会攻めの農業実践緊急対策事業公募要領
(効率的機械利用体系構築事業・高収益品目等導入支援事業)

制定：平成26年7月22日

改正：平成26年8月15日

改正：平成27年1月9日

1 趣旨

攻めの農業を実践する取組を後押しし、農業者等の所得の向上を図るため、水田フル活用等に資する低コスト生産の為の高効率機械の導入、高収益作物への転換等を総合的に支援する。

2 事業内容

水田等の農地をフル活用し低コスト生産を実現するため担い手への農地の集積・集約化等に必要な機械・機器のリース導入を行う事業を支援する。

なお、事業内容の詳細については東広島市地域農業再生協議会地域事業計画書取組の明細(個票)に記載の通りとする。

3 事業実施の手続き等について

(1) 事業の公募期間

公募期間は、平成27年1月27日(火)から平成27年2月27日(金)までとする。

(2) 提出書類等について

申請者又は、申請者と共同で申請する者(リース契約予定事業者)がいる場合はその両者(以下、「申請者等」という)は、取組計画書兼助成金申請書(以下「申請書等」という)を以下により提出するものとする。

(3) 提出期限等

① 提出期限

平成27年2月27日(金)17時まで(必着)。

② 申請書等の提出場所

東広島市地域農業再生協議会

③ 提出部数：2部

④ 提出に当たっての注意事項

ア 申請書等は、必要な書類が原則全て整っている場合に受け付けます。

イ 申請書等の提出書類は、返還しません。

ウ 申請書等に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外なる場合があります。

エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 申請者の氏名又は名称は、公開する場合があります。

4 事業実施計画の審査について

(1) 審査方法

東広島市地域農業再生協議会は、提出された申請書等について、取組要件等の確認審査を行うとともに、計画した額以上の申請があった場合は地域事業計画の

「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に従い助成率の調整を行ったうえで予算の範囲内で承認決定を行うものとする。

(2) 結果の通知等

地域農業再生協議会は審査結果を申請者に対し、承認後速やかに通知を行うとともに、対象外となった者に対しては、その旨通知する。

5 その他

(1) 共同申請するリース予定事業者の要件

次の要件を全て満たすリース事業者であること。

① 直近の決算書において債務超過の状況に無いこと。

② 過去3か年の会計年度のうち、少なくとも1か年において、農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績があること。

(2) その他

本公募要領に記載のない事項等については、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱・要領、広島県攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書（平成26年3月5日制定。以下「業務方法書」という。）等の関係規定によるものとします。

6 承認後の取組参加者又は共同申請者（以下「取組参加者等」という）の責務等
承認決定を受けた取組参加者等は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たっては、以下の条件を守る必要があります。

(1) 事業の推進

取組参加者等は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱・要領、東広島市地域農業再生協議会事業計画に記載の要件を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

(2) 助成金の経理管理等

取組参加者等は、交付を受けた助成金の管理にあたっては、業務方法書等に基づき適正に執行する必要があるとともに、他の事業と経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要がある。

(3) 財産の管理等

取組参加者等は本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても事業の目的に従い、適切な利用と管理を行わなければならない。

(4) その他

その他東広島市地域農業再生協議会の定めるところにより義務が課されることがある。

7 問い合わせ先

東広島市地域農業再生協議会事務局

住所： 東広島市西条栄町8番29号

電話： 082-420-0939